

平成29年度 岩手県剣道連盟（学校剣道連盟盛岡会場）剣道段位審査会開催要項

1 主 催 岩手県剣道連盟

2 主 管 岩手県学校剣道連盟

3 日 時 平成29年8月13日（日）
7:50～ 開 場
8:00～ 受 付
9:00～ 開 会 終了予定16:00頃

4 会 場 岩手県営武道館大道場
盛岡市みたけ3-24-1 TEL 019(641)4577

5 審査段位
受審資格 剣道二段から五段まで

- (1) 全ての受審者は、要項7の受審資格に適合し、修業年限を満たした者。
- (2) 中学2年生が二段を受審することは可能であるが、(1)の条件に該当すること。
- (3) 特例として、中学3年生と高校3年生に限って、年内に受審期限を満たす者の受審は認める。

6 審査科目 剣 道

① 学 科 審 査 以下の問題から各段位でいずれか1問出題される。

- 二・三段の課題 ① 残心
- ② 剣道試合・審判規則での禁止行為
- ③ 掛かり稽古の目的

- 四・五段の課題 ① 指導者としての心構え
- ② 四戒
- ③ 剣道形修練の必要性

※事前に問題を出題しているため、当日の参考資料等の持ち込みは不可とする。
十分に準備をして審査に臨むこと。ただし、字数の少ない者は不合格になる場合もある。

② 実 技 審 査 受審者1名が他の受審者2名と立ち合う。

③ 剣道形審査

| | |
|----------------|----------------|
| 二 段 | 三 段 |
| 太刀5本 | 太刀7本 |
| 四 段 | 五 段 |
| 太刀7本と 小太刀3本 | 太刀7本と 小太刀3本 |

※実技審査が終了した者から会場を変えて直ちに実施する。

7 受審資格および審査費用

(単位：円)

| 段位 | 受 審 資 格 | 審査費用(全員) | | 合格者納付金 | | 合格した場合の納付額合計 納付額合計 |
|----|--|----------|-------|--------|-------|-----------------------|
| | | 審査料 | 講習料 | 登録料 | 協力金 | |
| 二段 | 初段取得後満1年以上経過した者とし、平成28年8月31日以前に初段を取得した者。 | 3,000 | 1,000 | 15,000 | 3,000 | 22,000 |
| 三段 | 二段取得後満2年以上経過した者とし、平成27年8月31日以前に二段を取得した者。 | 4,000 | | 18,000 | | 26,000 |
| 四段 | 三段取得後満3年以上経過した者とし、平成26年8月31日以前に三段を取得した者。 | 5,000 | | 24,000 | 4,000 | 34,000 |
| 五段 | 四段取得後満4年以上経過した者とし、平成25年8月31日以前に四段を取得した者。 | 6,000 | | 30,000 | | 41,000 |

注1：審査費用(審査料と講習料)は受付時に徴収する。(釣銭が要らないように準備すること。)

注2：合格者納付金(登録料と協力金)は合格発表後に徴収する。(釣銭が要らないように準備すること。)

注3：受審資格を必ず確認し、申込用紙には間違いのないように必要事項を確実に記載すること。

8 申 込 方 法

- (1) 所定の申込用紙に必要事項を記入し、下記の申込先へ郵送すること。その際に、二段以上の受審者は、前段位の証書の写しを添えて申し込むこと。(写しは必ずA4判に縮小すること。)
- (2) 申込用紙は、岩手県剣道連盟のホームページよりダウンロードして使用すること。用紙サイズはA4判とする。丁寧に記入すること。
- (3) 二段以上受審の者は段位証書に記載されている、**全剣連番号**を必ず申込用紙に記入すること。(左側にある5~7桁の数字です)年度によっては記載されていない場合がある。
- (4) 二段以上の受審者で、現段位を他県にて取得した者は申込用紙に必ず現段位の審査会場を記入すること。また結婚、養子縁組等にて苗字が変わった方は必ず旧姓の欄に記入すること。
- (5) 名前、住所は略式でなく**戸籍上の漢字**を使用すること。
例：斉藤→齋藤 大沢→大澤 高橋→高橋
- (6) 申込用紙には必ずふりがな、生年月日、電話番号等の連絡先を必ず記入すること

9 申 込 先
(問合せ先)

〒020-0133 もりおか あおやま 盛岡市青山4-46-15 いわてけんけんどうれんめいじむきょく 岩手県剣道連盟事務局 宛
電話 019-645-2220 (FAX兼用)

10 申 込 期 限

平成29年7月28日(金) 必着 (当日の申し込みは受け付けない。)
理由の如何を問わず、**申込書が期日に間に合わなかった場合は受審は認めない。**

11 そ の 他

- (1) 刀、筆記用具は各自で準備すること。また、審査時間の関係で昼食を準備すること
- (2) 参加する者は、怪我や盗難などの事故には十分に注意すること。